

IV 事業の認定の手続

IV 事業の認定の手続

1 事業の認定の手続（知事認定の場合）

- (1) 事業認定申請の準備
事前打合せ
- (2) 事業説明会の開催
- (3) 事業認定申請 [起業者→知事]
- (4) 事業認定申請書及び添付書類の欠陥の補正又は却下
- (5) 事業認定申請書及び添付書類の写しの送付 [知事→市町村長]
- (6) 市町村長による公告及び2週間の縦覧
(注：公告の日（縦覧開始日）を含め、15日間。ただし、最終日が日曜・休日の場合その翌日まで)
 - ア 公告 (①告示例)
 - イ 縦覧 (知事から送付を受けた事業認定申請書及び添付書類の写を縦覧)
- (7) 利害関係人からの公聴会開催請求書、意見書の提出（2週間の縦覧期間内に知事に提出）
- (8) 2週間の縦覧の終了報告 [市町村長→知事] (②縦覧終了報告)
- (9) 意見聴取等
 - ア 法四条地の管理者、関係行政機関、専門的学識・経験者の意見
(知事が必要と認めるとき)
 - イ 公聴会による一般の意見 (利害関係人から開催請求書提出があった時)
 - ウ 公共用地利用審議会の意見 (利害関係人から意見書提出があった時)
- (10) 事業の認定 (県公報による告示)
 - ア 事業の認定の通知 [知事→起業者]
 - イ 事業の認定の通知 [知事→市町村長]
 - ウ 事業の認定の報告 [知事→国土交通大臣]
- (11) 市町村長による起業地を表示する図面の長期縦覧
長期縦覧の開始の報告 [市町村長→知事] (③長期縦覧開始報告)
- (12) 土地等の取得の完了の届出 [起業者→知事] (④権利取得完了届出)
- (13) 土地等の取得の完了の通知 [知事→市町村長]
- (14) 起業地を表示する図面の長期縦覧の終了の報告
[市町村長→知事] (⑤長期縦覧終了報告)

(注) 市町村長とは、起業地が所在する市町村の長をいう。

<申請書等様式・作成例>

① 告 示 例

〇〇市（町村）告示（又は公示）第 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第24条第1項の規定により、岐阜県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定によりこれを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り岐阜県知事に、同法第23条の規定により土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会の開催請求書を提出することができ、また、同法第25条の規定により意見書を提出することができるので留意されたい。

年 月 日

岐阜県〇〇市長 ○ ○ ○ ○ 印

（岐阜県〇〇郡〇〇町（村）長 ○ ○ ○ ○ 印）

一 起業者の名称

（※申請書記載 1 起業者の名称 から転記）

二 事業の種類

（※申請書記載 2 事業の種類 から転記）

三 起業地

イ 収用の部分

（※申請書記載 3 イ 収用の部分 から転記）

ロ 使用の部分

（※申請書記載 3 ロ 使用の部分 から転記）

四 縦覧場所

〇〇市役所（町村役場）〇〇部〇〇課

※原則として市町村役場の事業関係課、総務課等

五 縦覧期間

公告の日から 年 月 日まで

※初日不算入で2週間、最終日が日曜・休日の場合その翌日

② 縦覧終了報告

〇〇第〇〇〇号

年 月 日

岐阜県知事 〇 〇 〇 〇 様

岐阜県〇〇市（町村）長 〇 〇 〇 〇 印

事業認定申請書等の写しの縦覧の終了について（報告）

年 月 日付け用第〇〇号で依頼のあった〇〇市（町村）（※申請書記載 1 起業者の名称から転記）起業「（※申請書記載 2 事業の種類から転記）」に関する事業認定申請書等の写しの縦覧は、別紙公告の写しのとおり終了しましたので報告します。

なお、土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所は、〇〇市役所（町村役場）〇〇〇課とします。

（注）法第24条第2項の規定による告示の写しを原本証明のうえ添付すること。

③ 長期縦覧開始報告

第 号
年 月 日

岐阜県知事 ○ ○ ○ ○ 様

岐阜県○○市（町村）長 ○ ○ ○ ○ 印

土地収用法第26条の2第2項の規定による起業地を表示する図面の
長期縦覧について（報告）

標記については、下記のとおり縦覧を開始したので報告する。

記

- 1 起業者の名称
（※申請書記載 1 起業者の名称 から転記）
- 2 事業の種類
（※申請書記載 2 事業の種類 から転記）
- 3 事業の認定をした旨の通知の番号、日付

用第 号の
年 月 日

- 4 縦覧開始年月日

年 月 日

④ 権利取得完了届出

〇〇第〇〇〇号
年 月 日

岐阜県知事 〇 〇 〇 〇 様

起業者 住 所 岐阜県〇〇市(郡)〇〇町(村)〇〇番地
名 称 〇〇市(町村)
上記代表者 〇〇市(町村)長 〇〇〇〇

土地等の取得の完了について

年 月 日付け岐阜県告示第〇〇〇号をもって事業認定があった
「(※申請書記載 2 事業の種類 から転記)」については、〇〇市(町村)に係
る起業地内のすべての土地について必要な権利を取得したので、土地収用法第30
条の2において準用する同法第30条第1項の規定により届け出ます。

⑤ 長期縦覧終了報告

〇〇第〇〇〇号
年 月 日

岐阜県知事 〇 〇 〇 〇 様

岐阜県〇〇市（町村）長 〇 〇 〇 〇 印

土地収用法第26条の2第2項の規定による起業地を表示する図面の
の長期縦覧について（報告）

標記については、下記のとおり縦覧を終了したので報告する。

記

1 起業者の名称
（※申請書記載 1 起業者の名称 から転記）

2 事業の種類
（※申請書記載 2 事業の種類 から転記）

3 事業を認定した旨の通知の番号、日付

用第 号の
年 月 日

4 縦覧終了年月日
年 月 日

5 終了原因
年 月 日に ————
┌ 事業認定失効（失効事由番号 に該当）
└ 権利取得完了通知受領

2 事業認定手続図

